

債務の履行/ 改正民法のポイント（5）

Index

- 1 債務の履行
 - 2 危険負担における債権者主義の廃止
 - 3 危険負担における債務者主義についての改正
 - 4 契約不適合責任
-

1 債務の履行

今回は、危険負担、契約不適合責任に関する改正について説明します。債務の履行、債務の消滅の場面で、現行法と大きな違いが生じる改正です。

2 危険負担における債権者主義の廃止

1) 改正のポイント

現行法第534条では、「特定物（取引の目的物として当事者が物の個性に着目した物）に関する物権の設定又は移転」を目的とする双務契約（例えば、中古建物の売買など）において、債務者の責めに帰することができない事由により目的物が滅失・損傷したときは、債権者がその危険負担をすることとなっています。

例えば、売買契約の締結後に、売主が買主に建物を引き渡す前に、売主（債務者）の責めに帰することができない事由により当該建物が滅失した（例えば火災で建物が滅失した）とします。このとき、建物は引き渡せないため売主の建物引渡義務は消滅しますが、債権者である買主の代金支払義務は消滅しません（いわゆる債権者主義）。

しかし、この結論は合理性に欠けるという批判がありました。そのため改正法では、第534条を削除しました。改正法においては、前記の例でいうと、買主は、そのまま代金を支払わないか、契約を解除することができます。

2) 実務上の留意点

改正によって条文などは大きく変わりました。しかし、現行法の結論（債権者主義）は、通常の意味に反し合理性に欠けることから、以前から、契約締結後引渡前の滅失・損傷については現行法第534条の適用を回避するには、契約で特約を定めることが一般的でした。そのため、実務への影響は実質的にはあまり大きくはないと思われます。

まずは現在、標準的に使用している契約書などがあれば、当該特約が盛り込まれているかを確認することから始めるとよいでしょう。契約書の内容と、特約の内容を確認するようにしましょう。

3) 経過措置

改正法施行日前に締結された契約に係る危険負担については、なお従前の例によります（附則第30条第1項）。そのため、改正法施行日後に締結された契約から、改正法が適用されます。

サンプルレポート

本レポートは、サクセスネットで公開している
ビジネスレポートの一部を公開したサンプルです。
サクセスネットサイトにログインした後、全文を
閲覧することができます。